

埼玉県県民活動総合センター在り方検討に係る調査業務委託仕様書（公募用）

1 業務名

埼玉県県民活動総合センター在り方検討に係る調査業務

2 業務の目的

有識者会議の提言を受け埼玉県県民活動総合センターの在り方、及び、今後の県民活動・生涯学習支援策の方向性についての検討を行うための調査を行うもの。

3 これまでの経緯

県民活動の拠点として条例に基づき設置されている「埼玉県県民活動総合センター」について、令和6年度の埼玉県公の施設の在り方有識者会議から以下のような提言があった。

近隣市町村における類似施設の設置状況や施設の利用状況、DXの進展や利用者ニーズの多様化などの社会環境の変化、費用対効果を踏まえると、県が運営すべき施設としての役割を終えているものと考えられ、施設を廃止すべきである。

県民活動の支援や生涯学習機会の提供等のために、当該施設で実施している「彩の国市民活動サポートセンター(たまサポ)」や「埼玉未来大学」などのソフト事業は、当該施設がなくとも実施は可能である。より効果の高い事業を実施できるよう、施設管理に要していた費用をソフト事業の拡充などに活用する検討が考えられる。

施設の廃止に当たっては、当該施設を活動拠点としている利用者や団体の活動への影響やその対応策を検討した上で、廃止時期を決定すべきである。

<理由>

- (1) 平成2年の設置時と比べると、近隣の市町村において、ホールや体育館、会議室といった機能を持つ類似施設が整備されているため、他の公共施設や民間施設で代替可能と考えられる。
- (2) 開設から30年経過した時点においても、県内の利用者の状況は、近隣市町が多数を占め、全ての県民を対象とした施設として設置し続ける理由に乏しい。また、コロナ禍を経てDXの活用が飛躍的に進み、オンラインミーティングなど県民の活動態様も多様化しており、拠点施設を中心とした支援策からソフト事業を重視した支援への転換が求められる。
- (3) 今後、施設の管理運営費に加えて改修費など多額の費用が見込まれるが、かかる費用に比して、県民の利用者は少ない。また、施設の利用が、地域社会活動の参加にどの程度寄与しているかも不透明である。

上記を踏まえ、今後の施設の在り方及び今後県が取り組むべき県民活動・生涯学習支援策等について検討を行うため、調査を委託するものである。

4 県民活動総合センターの概要

名称	埼玉県県民活動総合センター
所在地	埼玉県北足立郡伊奈町内宿台6-26
主な施設	セミナーホール、セミナー室、会議室、研修室、小ホール、各種制作室、各種スタジオ、和・茶室、グラウンド、体育館、テニスコート、ゲートボールコート、宿泊施設 他はパンフレットを参照
面積	延床面積 23,314 m ²
開設日	平成元年10月1日

5 履行期間

契約締結日から令和9年2月26日（金）まで

6 業務内容

本業務の委託内容は次のとおりとする。

(1) 埼玉県県民活動総合センターの在り方検討に関すること

ア 類似施設状況調査

- ・ 県民活動総合センターのセミナーホールや会議室、体育館、宿泊施設等の施設に類似する施設（機能）を有する埼玉県内の公的施設及び民間施設について、施設（機能）ごとのキャパシティ（収容人数）、稼働状況（空き状況）、利用条件、利用料金等及び県民活動総合センター利用者の受入れ可能性を調査する。
- ・ 対象とする施設の種別は、原則、「4 県民活動総合センターの概要」の「主な施設」欄に記載する施設とする（宿泊施設については、公的施設に限る）。
- ・ 調査する類似施設の範囲については受託者が提示し県の承認を得ること。

イ 埼玉県県民活動総合センター利用者へのアンケート調査・分析

- ・ 利用者や利用団体に対して、今後の利用意向や県に求める県民活動・生涯学習支援策等についての調査を行う。
- ・ アンケート項目は受託者が提示し、県と調整した上で、実施すること。
- ・ 利用者や利用団体へのアンケートの案内は、県が指定管理者の協力のもと行う。回答はWEBからとし、アンケートシステムは県のシステムを使用する。
- ・ 受託者は県が提供する回答データを踏まえ、アンケート結果の集計・分析すること。

ウ 県民へのアンケート調査・分析

- ・ 県民に県民活動総合センターの利用実績や今後の利用意向、県に求める県民活動・生涯学習支援策等についての調査を行う。
- ・ アンケートの項目は受託者が提示し、県と調整した上で実施すること。
- ・ アンケートはWEBで実施し、アンケートシステムは受託者で用意すること。
- ・ アンケートは5,000人以上に発送（配布）すること。
- ・ アンケート発送対象者の抽出にあたっては、「埼玉県町(丁)字別人口調査」における、市町村別の満18歳以上の人口により、比例配分された数となるよう努めること。

- ・アンケートの回収に当たっては、統計学上必要なサンプル数（有効回収数2,000を想定）に達するように努めること。
- ・結果の集計・分析を行うこと。

(2) 今後の県民活動・生涯学習支援策に関すること

ア 県内市町村の取組調査・分析

- ・県内市町村にアンケートを行い、県民活動・生涯学習支援に関する県へのニーズや各市町村の状況及び取組等を調査すること。
- ・アンケート項目は受託者が提示し、県と調整した上で、実施すること。
- ・回答はWEBからとし、アンケートシステムは県のシステムを使用する。
- ・受託者は県が提供する回答データを踏まえ、市町村と県の役割の違いを整理・分析すること。

イ 他自治体先行事例の調査・分析

- ・他自治体の先進的な事例について調査を行うこと。
- ・調査に当たっては、DXの進展や利用者ニーズの多様化などの社会環境の変化、費用対効果を踏まえ、デジタルツールを活用した県民活動・生涯学習等支援策などの先進事例を洗い出し、具体的なスキーム、成果、課題等を整理すること。

(3) 埼玉県県民活動総合センターの在り方及び今後の県民活動・生涯学習支援策についての提案

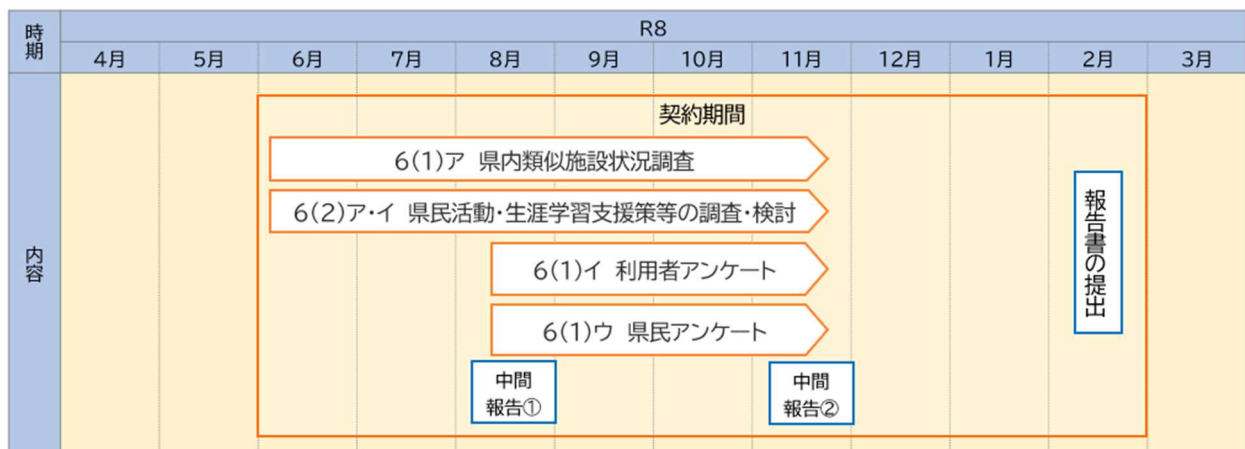
- ・上記(1)(2)を踏まえ、提案を行うこと。

(4) 独自提案（任意項目）

本業務の目的やこれまでの経緯等を踏まえ、受託者において必要と考えられる調査を行うこと。

7 全体スケジュール

全体スケジュールは概ね以下のとおり想定している。ただし、受託者において上記の委託内容を踏まえ、最適なスケジュールを提案すること。



8 成果物の提出

(1) 中間報告①

指定する日（8月頃を想定）までに、「6 業務内容」の（2）ア、イについて、調査分析・検討内容を電子データ(Microsoft PowerPoint、Microsoft Word 又はMicrosoft Excel)で提出すること。

(2) 中間報告②

指定する日（11月頃を想定）までに、「6 業務内容」の（1）～（3）について、調査分析・検討内容を電子データで提出すること。

(3) 最終報告

指定する日までに、本業務における調査分析内容、各種協議・ヒアリング内容、事業方針検討資料、各種作成資料等をまとめた報告書の電子データで提出すること。なお、最終報告は原則として、報告書、報告書概要版及び資料編の3種類とする。

※（1）～（3）の成果物の提出は、事前に県の確認・承認を受けた上で提出すること。

(4) 成果物の帰属

本業務において作成した成果物の管理及び権利の帰属は、他者に著作権等があるものを除き、すべて県のものとし、県が承諾した場合を除き、受託者は成果物を公表してはならない。

9 再委託

- (1) 受託者は、業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし、事前に県に対し、再委託先の名称、代表者氏名、その他必要な事項を報告し、県の承諾を得た場合はこの限りではない。
- (2) 受託者は、業務を第三者に再委託した場合、当該委託先に対して、本仕様書に定める受託者の義務と同等の義務を負わせるとともに、県に対して当該再委託先の全ての行為及びその結果についての責任を負うものとする。

10 提供資料

業務遂行上必要がある次の資料について、受託者に提供又は貸与するものとする。

なお、提供資料のうち、ホームページで公開されている以外の資料（以下「機密資料」という。）については、複写・複製を禁ずるとともに、本契約の終了後直ちに県に返還すること。

また、機密資料の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこととし、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

- (1) 施設の概要
- (2) 利用状況
- (3) 共助社会づくりに関する成果指標と実績
- (4) その他関連するデータ

11 委託料の支払

- (1) 委託料は、業務完了後一括払いとする。
- (2) 受託者は県の検査に合格したときは、委託料の請求をすることができる。

12 留意事項

- (1) 受託者は、法令はもとより、本県の条例、規則、規程等を遵守し、県が最適な成果を得られるよう本業務委託を誠実に遂行すること。また、業務に当たっては、積極的な提案を県に対して行うこと。
- (2) 受託者は、本業務委託の遂行に当たり、上記の指示事項その他の必要要件について十分協議を行うとともに、県の指示を受けること。また、委託内容等について疑義が生じた場合には、速やかに県と協議の上対応すること。
- (3) 受託者が報告書等作成のために作業する環境及び必要な経費は、受託者が準備すること。ただし、受託者が必要に応じて本県庁舎内で作業や会議、打合せを行う場合には、可能な限り県がこれを準備する。
- (4) 業務の処理について
 - ア 受託者は、県と協議したスケジュールに基づき業務を実施すること。
 - イ 受託者は、適宜、業務の進捗状況等について監督員に報告を行うとともに、監督員その他関係者との十分な打合せ（月2回程度を想定）を行うこと。
- (5) 受託者は、成果物に瑕疵が見つかった場合には、本委託業務完了後においても速やかに県の指示に基づき、関係資料等の改正を行わなければならない。なお、同改正作業に要する費用は、すべて受託者の負担によるものとする。
- (6) 受託者は、本委託業務完了後であっても、本契約の範囲内における県の問い合わせ等に応じるものとする。
- (7) 本契約期間中は、受託者は県の執務時間内（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）は常時連絡が可能な体制とすること。
- (8) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について
 - ア 本業務において暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査に協力すること。協力者等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。
 - イ 「ア」により警察に通報又は捜査に協力した場合には、速やかにその内容を記載した書面により県に報告すること。
 - ウ 「ア」及び「イ」の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。
 - エ 本業務において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、県と協議を行うこと。

13 その他

- (1) 使用する言語について
 - ア 納入成果物を始めとした全ての提出物及び会話、文書、メール等全ての意思疎通は日本語を用いることとする。
 - イ 本業務委託の関係者は、日本語による通訳等を介さない意思疎通が可能であり、県の意思を正確に把握可能な者とする。

利用のご案内

Wi-Fi(無線LANサービス)

次のエリアでご利用いただけます。

- 研修棟 2F、3Fの各セミナー室
- 宿泊棟 4F会議室及び宿泊室
- たまサポ(彩の国市民活動サポートセンター)

※利用状況により、通信速度が低下したり、繋がりにくい場合があります。あらかじめご了承ください。

県産品販売

彩の国優良ブランド品(県産品)を販売しています。

休館日

原則月2回(月曜日)及び12月29日~1月3日
※詳細はお問合せください。

喫煙について

敷地内は禁煙です。

ご利用にあたってのお願い

鍵の受け取りについて

利用当日は、総合受付に「利用許可書」をご提示いただき、利用する施設の鍵をお受け取りください。

利用時間について

利用時間には準備及び後片付けの時間を含まず、時間内に全てが終了するようにご計画ください。

利用が終了したら

机・イス・附属設備等を入室時の状態に戻していただき、消灯、施錠の上、総合受付に鍵をご返却ください。また、ご利用時に発生したゴミは、お持ち帰りいただくか、別途有料にてゴミ処理を承ります。

飲食について

施設内での飲食については、施設利用担当(TEL.048-728-7112)までおたずねください。

ご利用の皆様のご協力をお願いいたします。
ご不明な点がございましたら、下記までお問合せください。



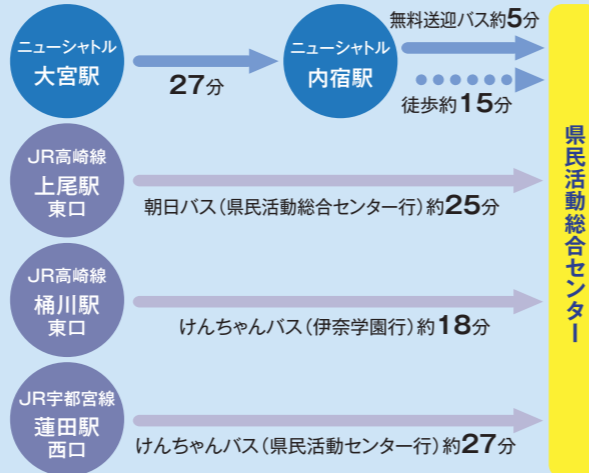
埼玉県県民活動総合センター

〒362-0812 埼玉県北足立郡伊奈町内宿台6-26

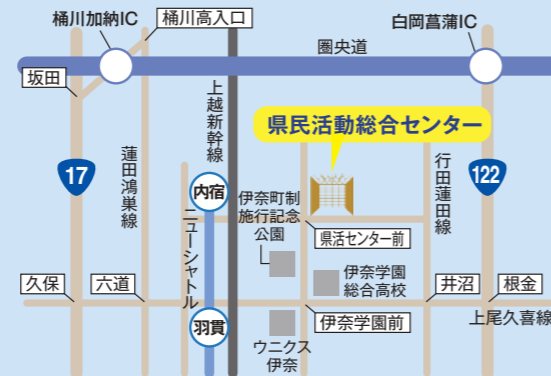
TEL.048-728-7112 FAX.048-728-7118

交通のご案内

電車・バスでお越しの方



お車でお越しの方



圏央道白岡富浦ICまたは桶川加納ICから約6km。
カーナビゲーションでは048-728-7111で検索してください。

駐車場のご案内

収容台数 約500台(大型車3台駐車可能)
EV充電設備(4台分)

料金

■日帰りの場合

1時間以下	1時間超え2時間以下	2時間超え3時間以下	3時間超え4時間以下	4時間超えただし24時まで
無料	100円	200円	300円	400円

■ご宿泊の場合

●1泊につき400円

- ご宿泊の場合は、チェックアウトの際駐車券を総合受付にご提示ください。
- 障害のある方は無料です。精算前に駐車券と障害者手帳を総合受付にご提示ください。

埼玉県 県民活動総合センター

施設のご案内



けんかつ



<https://www.iki-iki-saitama.jp/kenkatsu/>

令和7年4月改正



第1研修室

太極拳やヨガ、体操などの軽い運動にご利用いただけます。



セミナーホール・セミナー室

定員24名様から210名様までご利用いただける研修室が全19室あります。※控室等にご利用可能な準備室もあります。



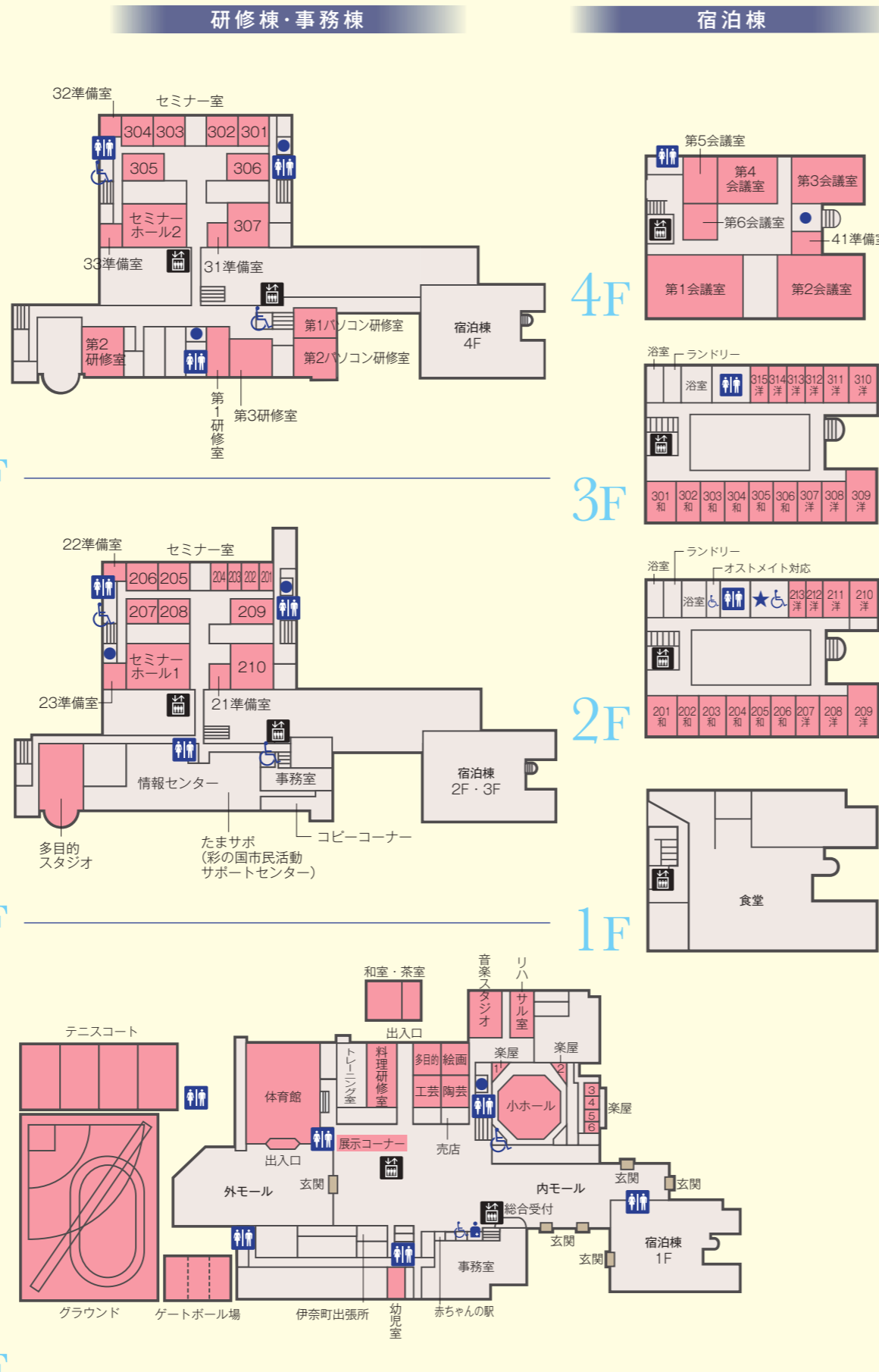
体育館

全面(バスケットボールコート1面分)または半面(バレーボールコート1面分)でご利用いただけます。



小ホール

音楽発表会や講演会などにご利用いただけます。
※グランドピアノ(STEINWAY&SONS C)があります。



- 予約が必要な施設
- ♿ トイレ
- ♿ 身障者対応トイレ
- 給湯室
- 🚪 エレベーター
- ♿ オストメイト対応トイレ
- ♿ 身障者対応バストイレ



会議室

定員14名様から80名様までご利用いただける会議室が全6室あります。



宿泊室(洋室・和室)

- ◆洋室(16室)：定員2名様または4名様
風呂・トイレあり
 - ◆和室(12室)：定員4名様
風呂・トイレなし
- ※宿泊定員：98名様



和室・茶室

和室は10帖・8帖の2間です。茶室はにじり口のついた本格的な茶室です(4.5帖)。



音楽スタジオ

ピアノ・マイク・スピーカー・ギターアンプ・ベースアンプ・ドラムセットがあります。

ご利用時間

施設

貸出施設 (屋外施設・幼児室を除く)	9:00~21:30
屋外施設 (グラウンド・テニスコートなど) 幼児室	9:00~17:00
情報センター・コピーコーナー	9:00~18:00

トレーニング室

9:00~21:30

- ご利用は1回200円です。

ご利用になる場合は、事前に「トレーニング室利用講習会」を受講していただきます。

たまサポ(彩の国市民活動サポートセンター)

9:00~18:00

NPO活動やボランティア活動に関する相談などをお受けしています。
(TEL.048-728-7116)



けんかつ食堂

TEL/FAX.048-728-0777(食堂・売店共通)



- 営業時間 11:00~17:00(セルフサービス)

ご利用人数が集まれば営業時間外でも朝食や夕食、各種パーティーなど承ります。
お気軽にお問合せください。

売店(ヤマザキYショップ)

TEL/FAX.048-728-0777(食堂・売店共通)



- 営業時間 8:00~18:00

おむすびやサンドイッチをはじめ、飲料、スイーツ、日用品などを取り揃えています。
※お弁当のご注文は、原則ご利用の7日前までにお申し込みください。